

政治倫理の確立のための香川県知事の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成19年9月28日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県規則第81号

政治倫理の確立のための香川県知事の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

政治倫理の確立のための香川県知事の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例（平成19年香川県条例第9号）の施行期日は、平成19年9月30日とする。